

ケアセンターオアシス北脇デイサービス運営規程

(地域密着型通所介護・通所介護相当サービス事業所)

(事業の目的)

第1条 株式会社オアシス（以下「事業者」という。）が開設するケアセンターオアシス北脇デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・通所介護相当サービス事業（以下「デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護・要支援状態及び事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) デイサービスは、利用者の要介護・要支援及び事業対象者状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護・要支援及び事業対象者状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 事業者自らその提供するデイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) デイサービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護・通所介護相当サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) デイサービスの提供に当たる職員は、デイサービスの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアセンターオアシス北脇デイサービス
- (2) 所在地 静岡県静岡市清水区北脇新田 248 番地の 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務 生活相談員)
(事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う)
- (2) 生活相談員 1名以上
(事業所に対する利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導を行う)
- (3) 介護職員 1名以上 (介護の提供にあたる)
- (4) 機能訓練指導員 1名以上 (機能訓練の指導にあたる)
- (5) 看護職員 1名以上 (健康管理等にあたる、機能訓練指導員の兼務可)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日まで (年末年始を除く)
- (2) 営業時間 午前 8 時から午後 5 時
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時 15 分
- (4) サービスの延長は無いものとする。

(利用定員)

第6条 デイサービスの利用定員は、月・火・金曜日については13名、水・木曜日については10名とする。

(デイサービスの内容、利用料及びその他の費用等)

第7条 デイサービスの内容は次のとおりとし、デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣もしくは静岡市長が定める基準によるものとし、当該デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) その他デイサービスに係るサービス

2 前項の規定の他、その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

- (1) 食 費 1食あたり 850円
但し、物価の変動や時勢により変更する場合がある。
- (2) おむつ代 実 費 (持込可)
- (3) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用
実 費

3 前項の支払を受ける場合、又は前項(1)の金額を変更する場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 デイサービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は静岡市内の区域とする。

(サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び職員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者、職員が認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) デイサービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第11条 事業所は非常災害に関する計画を策定し、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。又、職員であった者も同様である。

(苦情処理)

第13条 提供したデイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、調査の実施、改善措置、利用者または家族への説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者をおくこと。

(損害賠償)

第15条 利用者に対するデイサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オアシスとの協議に基づいて定めるものとする。
- 3 事業所は、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(運営推進会議)

第17条 利用者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、「運営推進会議」を年2回以上設置、開催するものとする。

附 則

- この規程は平成27年10月15日から施行する。
- この規程は平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成28年 9月 1日から施行する。
- この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成29年 5月 1日から施行する。
- この規程は平成30年 2月 1日から施行する。
- この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は令和 1年10月 1日から施行する。
- この規程は令和 1年11月 1日から施行する。
- この規程は令和 3年10月 1日から施行する。
- この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は令和 4年 8月 1日から施行する。